

ご親族が亡くなられたときの手続き

	対象者と手続きの内容	手続きに必要なもの	窓口
①	国民健康保険・後期高齢者保険加入者 ・葬祭費の請求手続き ・資格確認書の返却、資格確認書の差替（国保世帯員がおられる場合）	<u>別添封筒内の申請書（国保又は後期）をご記入の上、持参してください。</u> ・国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療保険資格確認書 ・喪主の方の口座がわかるもの（預金通帳・カード等）	すこやか健康課 保険係 Tel52-1707 分庁総合窓口係 Tel55-0111
②	国民年金受給者 ・国民年金の死亡届・未支給請求手続き ※請求者は、生計を同じくしていた、 ①配偶者→②子→③父母→④孫→ ⑤祖父母→⑥兄弟姉妹→ ⑦その他三親等内の親族 の順です	・故人の基礎年金番号の分かるもの ・故人の年金証書（無くても可） ・故人と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ・請求者名義の預金通帳 ・請求者のマイナンバーカード	町民生活課 総合窓口係 Tel52-1704 分庁総合窓口係 Tel55-0111
	国民年金加入者 ・一定の要件により遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金の手続きがあります。		
	厚生年金受給者、または60歳未満の厚生年金加入者 ・日本年金機構にお問合せのうえ、お早めに手続きを行ってください。		倉吉年金事務所 Tel26-5311
	共済年金受給者、恩給受給者、農業者年金 ・それぞれの組合等にお問合せください。		各組合 農 協（農業者年金）
③	各種手帳をお持ちの方 ・各種手帳の返還届	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・届出者の認印	福祉あんしん課 障がい福祉係 Tel52-1706 分庁総合窓口係 Tel55-0111
④	不動産を相続される方 ・相続人代表者指定届の提出		税務課 評価・地籍調査係 Tel52-1702
	所有権移転登記（相続登記） ・相談・手続方法については司法書士、又は法務局へお問い合わせください。 ※不動産の所有権を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に 所有権移転登記（相続登記）をすることが義務化されました。（R6.4.1～）		倉吉法務局 Tel0858-22-4108 鳥取県司法書士会 Tel0857-27-4165 または、別添資料をご確認ください。

【その他の手続き（お亡くなりの方の名義のものがある場合）】

- 上水道・下水道の名義変更・・・上下水道課(分庁) 上水道係Tel55-7806・下水道係Tel55-7807
- 町営・県営住宅入居者・・・建設住宅課(分庁) 住 宅 係Tel55-7805
- ケーブルテレビ加入者・・・TCC 鳥取中央有線放送（株）Tel53-2565、企画政策課Tel52-1708
- 町税各種(固定資産税等)・・・税務課 Tel52-1702
- 農地、森林の相続・相談等・・・農地→農業委員会事務局（分庁）Tel55-7809
森林→農林水産課（分庁）Tel55-7802
- 町に返却いただくもの・・・特別医療費受給資格証、介護保険被保険者証、印鑑登録証

【役場以外で行う手続き】

- N T T 名義変更(承継)手続き・・・N T T にお問合せください。（請求書をご確認ください）
- 金融機関の預金口座解約手続き・・・口座のある金融機関にお問合せください。